



2021年2月26日

各 位

会 社 名 リリカラ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 田 俊 之
(コード番号9827)
問 合 せ 先
役職・氏名 執行役員総務本部長 今 福 宏
電 話 03-3366-7845

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2021年3月30日に開催を予定している、当社第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う一部変更

当社は、2020年12月25日にお知らせしたとおり、企業価値の更なる向上を図る観点から、監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めて経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 事業目的の一部変更

今後の事業展開に備えるため、当該目的について定める現行定款第1章総則第2条に所要の変更を加えるものであります。

2. 日程

取締役会決議	2021年2月26日
株主総会開催予定日	2021年3月30日(予定)
効力発生日	2021年3月30日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 壁装材、カーテン、床材、襖紙その他のインテリア資材の製造、加工ならびに販売2. 建築工事、内装工事および建具工事の請負	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p><現行どおり></p> <p>第2条 <現行どおり></p> <ol style="list-style-type: none">1. <現行どおり>2. 建築工事、内装工事、<u>建具工事</u>、<u>土木工事</u>、<u>管工事</u>、<u>電気工事</u>および<u>解体工事</u>の請負

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. オフィス家具、事務機器、事務用品の販売ならびに設計、工事の請負</p> <p>4. 古物の売買</p> <p>5. 建築工事および内装工事の設計、工事監理</p> <p>6. 貨物利用運送事業</p> <p>7. 損害保険代理業</p> <p>8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、管理およびコンサルティング</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>9. 前各号に関する一切の附帯業務</p>	<p>3. <現行どおり></p> <p>4. <現行どおり></p> <p>5. <現行どおり></p> <p>6. <現行どおり></p> <p>7. <現行どおり></p> <p>8. <現行どおり></p> <p>9. <u>金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業</u></p> <p>10. <u>金融商品取引法に定める投資助言・代理業</u></p> <p>11. <現行どおり></p>
<p>第3条<条文省略></p>	<p>第3条<現行どおり></p>
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役</u>、<u>監査役会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p><現行どおり></p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p>
<p>第5条<条文省略></p>	<p>第5条<現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第11条<条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第11条<現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第13条<条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第13条<現行どおり></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><現行どおり></p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、<u>代表取締役</u>に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第15条～第18条<条文省略></p>	<p>第15条～第18条<現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき満了する。ただし、増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 <現行どおり> 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p><現行どおり> 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の選任は、それぞれ区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p><現行どおり> 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役中から取締役会長、取締役名誉会長、取締役社長、専務取締役各1名および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条<条文省略></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを行う。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および<u>各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>	<p>(<u>取締役の報酬等</u>)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役を区別して定める。</u></p> <p><現行どおり></p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p><削除></p> <p>第24条<現行どおり></p> <p><現行どおり></p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会議長は、取締役会で選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会議長</u>に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを行う。</p> <p><現行どおり></p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなす。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項につき取締役（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役が当該提案につき異議を述べたときを除く。</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および<u>監査役</u>が記名押印する。</p> <p>第28条<条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><現行どおり></p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項につき取締役（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><現行どおり></p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が記名押印する。</p> <p>第29条<現行どおり></p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。</u></p> <p>2 <u>執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程その他の社内規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p>	<p><削除></p>
<p>第29条 <u>当会社に5名以内の監査役を置く。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p><削除></p>
<p>第30条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p><削除></p>
<p>第31条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき満了する。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p><削除></p>
<p>第32条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p><削除></p>
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p><削除></p>
<p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをなす。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会議事録)</p>	<p><削除></p>
<p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) <u>第36条</u> <u>監査役会の運営その他に関する事項は、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第32条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第33条</u> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第34条</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任) <u>第35条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期) <u>第36条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 取締役、監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第38条～第41条<条文省略> <新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第 7 章 取締役の責任免除 <現行どおり></p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第38条～第41条<現行どおり> 附 則</p> <p>(取締役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条</u> 当社は、第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>